平成 31 年度税制改正後の海運関係税制一覧

<table>
<tr><th>項　目</th><th>制　度　の　概　要</th><th>適　用　期　間</th></tr>
<tr>
<td>1. トン数標準税制（海上運送法第 38 条に規定する課税の特例）

法令集</td>
<td>【2009. 4. 1 ～ 2013. 3. 31 】
対象事業者：船舶運航事業者（国交省に届出・報告をしている事業者）のみ
適用（拘束）期間：5 年間
対象船舶：日本船舶のみ（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は下表）

要件
・ 日本船舶を 5 年間で 2 倍以上
・ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を養成
・ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を確保
・ 日本人船員を減少させない

<table>
<tr><td>～1,000N/T</td><td>￥120</td></tr>
<tr><td>1,000～10,000N/T</td><td>￥90</td></tr>
<tr><td>10,000～25,000N/T</td><td>￥60</td></tr>
<tr><td>25,000N/T～</td><td>￥30</td></tr>
</table>

⇩

【 2013. 4. 1 ～ 2018. 3. 31 】
対象事業者：船舶運航事業者（国交省に届出・報告をしている事業者）のみ
適用（拘束）期間：5 年間
対象船舶：日本船舶（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は上表と変わらず）
準日本船舶※1（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は日本船舶の 1.5 倍）
※1 準日本船舶：一定要件を満たした自社仕組船。対象となるのは日本船舶の増加隻数の 3 倍まで（但し日本船舶＋準日本船舶で 450 隻が上限）。

要件
・ 日本船舶を 9 年間で 3.2 倍以上（新規加入者は 5 年間で 2.2 倍以上）
・ 毎年度、日本船舶・準日本船舶ともに 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を養成
・ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を確保
・ 毎年度、準日本船舶 1 隻当たり 2 人以上の日本人海技者を確保
・ 日本人船員を減少させない

⇩

【 2018. 4. 1 ～ 2023. 3. 31 】（<u>下線が 2018 年度より変更・追加</u>）
対象事業者：船舶運航事業者（国交省に届出・報告をしている事業者）のみ
適用（拘束）期間：5 年間
対象船舶：日本船舶（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は上表と変わらず）
準日本船舶※2（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は日本船舶の 1.5 倍）
※2 準日本船舶：一定要件を満たした自社仕組船および<u>国内船主の海外子会社保有船</u>。対象となるのは日本船舶の増加隻数の 3 倍まで（但し日本船舶＋準日本船舶で 450 隻が上限）。

要件
・ 日本船舶を <u>5 年間で 1.2 倍以上</u>（<u>不況条項あり</u>※3）
・ 毎年度、日本船舶・準日本船舶ともに 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を養成
・ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を確保（<u>やむを得ないと認められる場合に限り、船員に代えて 5 年以内の乗船履歴を有する海技士を計算可</u>）
・ 毎年度、準日本船舶 1 隻当たり 2 人以上の日本人海技者を確保
・ 日本人船員を減少させない

<u>※3 不況条項：取戻課税の要件（認定の取消）の前提となる勧告をしない「正当な理由」に歴史的海運不況が発生した場合が含まれるものとする</u></td>
<td>2009/2010.
4.1～

2013/2014.
4.1～

2018/2019/
2020.4.1～</td>
</tr>
</table>

平成 31 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項　目	制　度　の　概　要	適　用　期　間
2. 船舶の特別償却 関係法令 ※ トン数税制適用事業者は利用不可	（1）外航環境低負荷船 特償率：日本船舶 17/100、外国船舶 15/100 要　件：近年の税制改正による見直しの状況は以下の通り （2015.4.1～） ・ 日本船舶・外国船舶共に対象を 1 万 GT 以上に限定 ・ EEDI 削減率を海防法関係省令で定める規制値より 2%上乗せ（2015.1.1 以降契約船） ・ バラスト水処理装置の設置（2015.4.1 以降契約船） （2015.9.1～） ・ 2015.9.1 以降に EEDI の規制対象となる船種について、海防法で定める規制値より 2%上乗せ（2015.9.1 以降契約船） （2016.1.1～） ・ NOx3 次規制に伴う NOx 放出量削減型主機関の要件の改定 （2017.4.1～） ・ EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 5%上乗せ（2017.4.1 以降契約船） **（2019.4.1～）** **・ 特償率の引下げ（日本船舶 18→17%／外国船舶 16→15%）** **・EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 10%上乗せ（2019.4.1 以降契約船）** **（2020.1.1～）** **・EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 2%上乗せ（2020.1.1 以降契約船）** **（2）特定先進低環境負荷船（外航環境低負荷船のうち先進船舶として認められたもの）** **特償率：日本船舶 20/100、外国船舶 18/100** **要　件：（1）外航環境低負荷船の要件を満たしたうえ、以下の条件に合致するもの** **・ 認定先進船舶導入等計画に記載された船舶（認定申請書の提出が必要）** **・ 2019.4.1 以後に建造に着手された船舶、あるいは同日以後に建造契約が結ばれた船舶（※「建造に着手」された日とは「起工式又は船台搭載の予定期日」）** **・ 認定を受けるための技術要件（以下 7 項目のいずれか）を満たしていること** **①スマートナビゲーションシステム ②遠隔監視システム** **③ウエザールーチングシステム ④予防保全システム** **⑤機関室統合ビルジシステム ⑥高延性鋼 ⑦耐食鋼** （3）内航環境低負荷船 特償率：高度環境低負荷船 18/100、環境低負荷船 16/100 要　件：H27 年度改正以降の追加要件等は以下の通り （2013.4.1～） ・ LED 照明器具、船舶自動識別装置、加水分解型摩擦抵抗低減塗料を有すること （2015.4.1.～） ・ 航海支援システムを搭載した環境低負荷船の特償率を 18/100 に拡充 ・ バルバスバウまたはバルブレス船首船型の採用 ・ 熱効率改良装置の搭載（2,000GT 以上の船舶） **（2019.4.1～）** **・船首方位制御装置**	**2019.4.1～2021.3.31**
3. 特定資産の買換特例（圧縮記帳制度） 関係法令	船舶から船舶（譲渡差益の 80%を圧縮記帳） 要　件（外航船舶）：近年の税制改正による見直しの状況は以下の通り （2014.4.1～） ・ バラスト水処理装置の設置（2015.1.1 以降契約船および中古取得船） ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外 （2016.1.1～） ・ NOx3 次規制に伴う NOx 放出量削減型主機関の要件の改定 （2017.4.1～） ・ トン数税制適用事業者の利用不可 要　件（内航船舶）：H26 年度改正以降の追加要件は以下の通り （2014.4.1～） ・ 一定の主機関または推進装置、LED 照明器具、船舶自動識別装置を有すること ・ サイドスラスターの設置（2,000GT 以上の船舶は必須、未満の船舶は選択項目） ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外 （2017.4.1～） ・ バルバスバウまたはバルブレス船首船型の採用（2,000GT 以上の船舶）	2017.4.1～2020.3.31

平成 31 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項　目	制　度　の　概　要	適　用　期　間
4.　登録免許税の特例 関係法令	国際船舶に係る登録免許税の特例措置：以下は軽減後の税率（本則 4/1000） (1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得をする国際船舶（中古船）の所有権の保存登記 ・・・船舶価額の 3.5/1000 (2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記 ・・・債権金額又は極度金額の 3.5/1000 要　件：H28 年度改正以降の追加要件等は以下の通り （2016.4.1～） ・ 新造船、中古船ともに 10,000G/T 以上 ・ 中古船は寄港国検査（ポートステートコントロール）による拘留履歴がないこと ・ 中古船は従来の船齢制限を撤廃	2018.4.1～ 2020.3.31
5. 固定資産税の特例 関係法令	課税標準 1）船舶 内航船舶　　価格の 1/2 外航船舶　　価格の 1/6 国際船舶　　価格の 1/18	– – 2018～ 2020 年度分
	2）外航用コンテナ　　価格の 4/5	恒久化
6. 特別修繕準備金	・修繕費用×事業年度の月数／60 か月×3/4 ・トン数税制適用事業者の新規積立は不可（2017.4.1～）	
7. 中小企業投資促進税制	対象事業者等： ・ 資本金 1 億円以下の法人。但し、税額控除は資本金 3 千万円以下の法人のみ選択可 ・2019 年度より、平均所得金額（前 3 事業年度の平均）が年 15 億円を超える事業年度については適用を停止 内航貨物船：特別償却 22.5/100（取得価額の 75%×30/100） or 税額控除	2019.4.1～ 2021.3.31
8. 地球温暖化対策税の還付措置	石油石炭税（2,040 円／KL）に上乗せされている「地球温暖化対策のための税」の還付 （原油・石油製品） （期間）　（税率）　（特例） 2012.10. 1～　2,290 円／1KL　250 円/KL の還付 2014. 4. 1～　2,540 円／1KL　500 円/KL の還付 2016. 4. 1～　2,800 円／1KL　760 円/KL の還付（～2020.3.31） 【還付対象】内航海運、国内旅客船に係る軽油および重油	2017.4.1～ 2020.3.31
9. 軽油引取税船舶（日本籍船）への免税措置	船舶・自動車などのエンジンの燃料に（動力源に）使用する軽油の購入者などにかかる税金でキロリットル（KL）当り 32,000 円が課される（地方税法附則（第 12 条の 2 の 8））。 船舶に対する課税は、H21 年度改正で道路特定財源（目的税）が廃止されたことに伴い従来からの課税免税根拠が失われたが、激変緩和措置として地方税法附則（第 12 条の 2 の 7）に基づき免税措置が講じられている。 ○内貨軽油（船舶の動力源に使用する場合） 外国籍船　：輸出免税 日本籍外航船舶　：地方税法附則（第 12 条の 2 の 7）に基づき免税措置 内航用　：地方税法附則（第 12 条の 2 の 7）に基づき免税措置	2018.4.1～ 2021.3.31

平成 31 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項　目	制　度　の　概　要	適　用　期　間
10. とん税 特別とん税	(1) とん税　1 純トン（開港の入港毎）16 円　（開港ごと 1 年分）48 円 (2) 特別とん税　1 純トン　20 円　60 円	